

北上市市勢功労者表彰規則の一部を改正する規則

北上市市勢功労者表彰規則（平成3年北上市規則第194号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(表彰者の登録)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>別記様式 <u>(第4条関係)</u></p>	<p>(会議)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>(表彰候補者の選定等)</u></p> <p>第4条 市長は、<u>条例第2条各号に該当する者から表彰候補者を選定し、委員会に諮問するものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>条例第2条各号に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰候補者とししないものとする。</u></p> <p>(1) <u>刑事事件に関し、刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）であるとき。</u></p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ないものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、表彰することが不適当であると認められるとき。</u></p> <p>(表彰者の登録)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>別記様式 <u>(第5条関係)</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。